

太田市 農地賃借料情報

平成29年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含まれません。

田の部

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	6,900	12,200	3,000	440
尾島地区	7,000	12,100	2,700	75
新田地区	6,600	12,200	2,500	120
藪塚地区	6,100	6,100	6,100	3
(参考)市全体平均	6,900	-	-	638

畑の部

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	9,100	18,500	5,000	36
尾島地区	3,800	5,000	3,000	20
新田地区	10,100	20,000	4,000	151
藪塚地区	11,000	21,200	7,000	45
(参考)市全体平均	9,600	-	-	252

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

平成30年度 太田市農作業標準料金表

作業名		単位	標準額 (消費税込み) 円	
トラクター	水田耕起	1回目	10a 6,048	
		2回目	10a 5,184	
	畑耕起	10a	4,968	
	深耕ロータリー	10a	17,280	
	プラウ	10a	6,685	
草刈り(畦畔を除く)		10a	5,832	
水稲作業	代かき		10a 6,480	
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)		1m 51	
	耕起から代かき		10a 12,096	
	育苗(うるち)	出芽	1箱	411
		硬化	1箱	637
	田植え	普通植え	10a	8,424
		施肥付き	10a	9,504
	コンバイン		10a	19,224
	乾燥		60kg	1,296
	籾すり		60kg	864
稲刈りから乾燥調製		10a	32,400	
薬剤散布		10a	2,376	
麦作業	施肥・播種		10a 3,888	
	ロータリーシーダー播種		10a 6,696	
	麦ふみ(鎮圧)		10a 2,268	
	コンバイン		10a 16,848	
	乾燥		60kg 1,296	
薬剤散布		10a 2,376		
その他の作業	米・麦運搬		10a 2,160	
	桑抜根		10a 35,640	
	大根播種(耕運・マルチ・播種)		10a 7,560	
	掘り取り(牛蒡・ヤマトイモ)		10a 27,000	
	マニアスプレッター(貸し出し)		10a 6,480	
	臨時雇賃金	オペレーター	1時間	1,697
		一般作業	8時間	8,228
軽作業		1時間	790	

※この料金表は、標準額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。
※消費税8%を含んだ金額で表示してあります。

進めよう、農地の流動化!

農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が荒れてしまう…」「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と困っている方は農業経営基盤強化促進法による貸し借りをぜひご利用ください。



貸し手のメリット

- 貸した農地は、期間が満了すると自動的に貸し手に返還されます。お互いの話し合いにより、途中で解約することもできます。
- 継続して貸したい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 条件を満たせば支援金が交付されます。
- 農地が耕作放棄地にならずにすみます。

借り手のメリット

- 経営の規模拡大と安定化が図れます。
- 契約期間中は安心して耕作することができます。
- 継続して借りたい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 認定農業者は、条件を満たせば奨励金が交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。



- 申請書提出期限** 平成30年7月31日(火) 契約始期が平成31年5月20日からの場合は、申請の締め切りは平成31年2月末日になります。
- 提出場所** 農業委員会事務局、農業政策課、農地利用最適化推進委員、農業委員

農用地利用奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせば農用地利用奨励金等の対象となります。

- **交付対象者**: 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者
支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者
- **対象となる土地**: 新規に利用権設定をした農地
※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。
- **対象となる契約年数**: 満5年以上
※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となります。

【単価等】 平成30年4月1日現在

区分	耕作面積の要件	契約の存続期間等	奨励金等交付単価(円/10a)		利用権の種類
			通年借地	期間借地	
(借り手) 農用地利用奨励金	270a以上	5年以上 10年未満 10年以上	4,000 6,000	2,000 4,000	賃貸借
(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	なし	5年以上	30,000	-	賃貸借または使用貸借
(貸し手) 農用地利用支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	-	賃貸借または使用貸借

- 耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認できる資料を添付していただきます。
- 市が実施する他の利用集積事業および耕作放棄地対策事業、ならびに農業機械購入助成事業との重複受給はできません。